

社会福祉法人天真会 評議員・役員等の報酬規程 及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天真会（以下本会という）の定款第8条、定款第10条（2）、（3）及び第21条の規定に基づき、選任された評議員、役員等の報酬等の基準額及び、費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条により選任された者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条により選任された理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。
- (5) 報酬は全て税額を含む金額とする。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1の（1）に基づき支給する。

第4条 理事の報酬は日額とし、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等への出席の都度、別表第1の（2）に基づき支給する。

第5条 監事の報酬は日額とし、理事会、評議員会への出席及び監査等施設業務の為の出勤の都度、別表第1の（3）に基づき支給する。

(費用の弁償)

第6条 本会は第2条の第1号及び第2号に規定する評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、費用については近接地外の旅行に関するもの（交通費、日当、宿泊費）を対象とし、本会の旅費規程に基づい

て支給する。

第7条 本会の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、本
規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年1月11日より施行する。

平成30年6月7日一部改正

平成31年2月15日一部改正

別表1 (評議員・役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額	総 額
評議員会への出席	5,000 円	300,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円	

(2) 理 事

	日 額	総 額	
理事会等会議への出席	5,000 円	450,000 円	
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円		
理事長	(半日) 行政による指導監査立会い等		30,000 円
	(終日)		50,000 円

(3) 監 事

	日 額	総 額	
理事会、評議員会等への出席	5,000 円	500,000 円	
監事監査、行政による指導監査立会い等 法人及び施設業務の為の出勤	(半日)		30,000 円
	(終日)		50,000 円